

助成区分		主な対象事業	助成条件	助成限度額 (万円)	助成 件数	助成 年限	備考
A	市民参加による 地域福祉推進事業	何らかの支援が必要な人々に対する地域福祉推進事業 (1)複数人を対象とした事業(集いの場、配食事業) 会食、配食、デイサービス・サロン、フリースペース、など ①サロン、ミニデイサービス、茶話会、認知症カフェ ②会食会、こども食堂、地域食堂 ③若者支援(フリースペース、居場所づくり、学習支援) ④子育て支援事業 ⑤その他高齢者等の「集いの場」として認められる事業 ⑥障がい児者活動、障がい児者支援活動の「集いの場」として認められる事業 (2)1人を対象とした事業(家事・生活支援事業、送迎事業) ホームヘルプ・家事援助、送迎、相談事業、など ①住民同士の助け合い活動(介護保険事業を除く) ②傾聴活動(施設支援の傾聴を除く)	① 実施回数が(1)年36回以上(2)年200回以上 かつサービス利用者数の月平均が10人以上	20	A ⑤ 利用者数、回数等の条件なし ⑥ <sub>1</sub> 申請年度内に3カ月以上実施する。 月平均利用者数(訪問回数)3回以上 ⑥ <sub>1</sub> <sub>2</sub> 申請年度内に3カ月以上実施する。 1回あたりの利用者数5人以上 ⑥ <sub>1</sub> <sub>3</sub> 申請年度内に3カ月以上実施する。 実施回数が月10回以上	助成 年限 なし	施設ボランティア活動(社会福祉施設、地域活動ホーム、作業所、グループホーム等の利用者のみを対象とする活動)を除く。 「何らかの支援が必要な人々」とは、障がい児者・高齢者・子育て中の親(親子)とする。
		② 実施回数が(1)年20回以上(2)年150回以上 かつサービス利用者数の月平均が7人以上	10	学習・交流・啓発を目的としたサークル活動を除く。			
		③ 実施回数が(1)年10回以上(2)年100回以上 かつサービス利用者数の月平均が5人以上	7	H29年4月6日(木)～12月15日(金)までの間、 随時申請可能。			
		④ 実施回数が(1)年6回以上(2)年50回以上 かつサービス利用者数の月平均が3人以上	5	H29年4月6日(木)～12月15日(金)までの間、 随時申請可能。			
		⑤ 利用者数、回数等の条件なし	7	H29年4月6日(木)～12月15日(金)までの間、 随時申請可能。			
		⑥ <sub>1</sub> 申請年度内に3カ月以上実施する。 月平均利用者数(訪問回数)3回以上	4	H29年4月6日(木)～12月15日(金)までの間、 随時申請可能。			
B	障がい当事者活動	障がい児者及びその家族が行う障がい児者の自立支援並びに 社会参加のための事業 ●訓練会、青年学級、趣味・スポーツ、研修、作業実習、 中途障がい者リハビリ教室、など (作業所を除く)	① 実施回数が年36回以上 かつ 1回あたりの当事者の参加が10人以上	20	B ② 実施回数が年20回以上 かつ 1回あたりの当事者の参加が7人以上 ③ 実施回数が年10回以上 かつ 1回あたりの当事者の参加が5人以上 ④ 当事者の参加が5人以上	助成 年限 なし	親や家族のみの活動は「障がい当事者活動」には含まない。
		障がい当事者やその家族などによる宿泊、日帰りハイク事業 (作業所を除く)	② 実施回数が年20回以上 かつ 1回あたりの当事者の参加が7人以上	10			宿泊事業:市外での活動も可。 日帰り事業:市内または市外での活動 ※福祉バスとの重複利用は不可。
		「誰もが安心して暮らしていけるまちづくり」を市民参画型で行う事業 ●手話サークル、施設ボランティア、布(木)のおもちゃ・えほん、 日本語ボランティア、セルフヘルプグループ、災害ボランティア、 パソコンボランティア、車イスダンス、プレイパーク(公園遊び)、 読み聞かせ、など ●講演会、研修会、福祉まつりなどの単発イベント (※上記A及びBの助成条件に満たない事業でもC③に申込可)	③ 実施回数が年10回以上 かつ 1回あたりの当事者の参加が5人以上	5			この区分には福祉、保健、医療、国際交流、人権擁護、まちづくり、災害救援、青少年の健全育成などを市民参画型で行なう事業が該当する。 ただし、チャリティーイベントなどの収益事業は除外。 ※C区分の参加者は、サービス利用者・サービス提供者の合計。
		④ 当事者の参加が5人以上	5	※福祉バスとの重複利用可。			
C	福祉の まちづくり活動	① 実施回数が年間36回以上 かつ 1回あたりの参加者が20人以上 ② 実施回数が年間20回以上 かつ 1回あたりの参加者が10人以上 ③ 1回あたりの参加者が5人以上	7 4 3	C ② 実施回数が年間20回以上 かつ 1回あたりの参加者が10人以上 ③ 1回あたりの参加者が5人以上	助成 年限 なし	この区分には福祉、保健、医療、国際交流、人権擁護、まちづくり、災害救援、青少年の健全育成などを市民参画型で行なう事業が該当する。 ただし、チャリティーイベントなどの収益事業は除外。 ※C区分の参加者は、サービス利用者・サービス提供者の合計。	
D	特別助成 1	緑区全域を対象とした会員200名以上の福祉団体で行う研修、 福祉イベント事業	D 緑区民生委員児童委員協議会 緑区心身障害児者福祉団体連絡協議会 緑区老人クラブ連合会 緑区子ども会連絡協議会			40	4件
E	特別助成 2	地区連合自治会全域を対象とした会員100名以上の福祉団体が 行う研修、福祉イベント事業	E 4,000世帯以上の地区社協 4,000世帯未満の地区社協	10 9	11件	助成 年限 なし	世帯数は、自治会加入世帯とする。 ※福祉バスとの重複利用可。
F	特別助成 3	調査研究、新規事業の立ち上げ資金、先駆的業務の取り組み資金	F 当該団体が、緑区社協正会員	10	3件		1年